

令和5年9月29日

院外処方箋包括的事前合意プロトコル合意薬局 各位

一般社団法人広島市薬剤師会
会長 中野真豪

院外処方箋包括的事前合意プロトコル運用について(逸脱例の共有)

平素は本会の事業運営に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。
広島大学病院および広島赤十字・原爆病院の院外処方せんにおける包括的事前合意プロトコル運用開始から三カ月が経過致しました。
運用に当たりましては管理薬剤師の責任のもと、合意内容に沿ってご対応頂いている事とは存じますが、数件の逸脱例報告がございましたので、以下の通り共有させていただきます。
今一度、合意内容・手順等の関係書類をご確認頂き、引き続きご対応下さいます様お願い申し上げます。

なお、プロトコルに該当するかの判断が難しい事例に関しましては、拡大解釈をするのではなく、疑義照会を行い、その後当会まで情報提供をお願い致します。
情報提供頂きました内容は、当会ホームページ会員専用ページの Q&A へ随時掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

【逸脱例報告】

■服薬状況等の理由による一包化調剤

プレドニゾロン錠(免疫抑制剤)を一包化

→免疫抑制剤については、プロトコル適用外のため疑義照会が必要

■貼付剤や軟膏での包装規格の変更

モーラスパップ 60mg 2袋 を モーラスパップ 30mg 4袋 へ変更

→大規格から小規格への変更は不可(小規模→大規模 のみ変更可能)

■投与間隔の異なる製品の処方日数の適正化

隔日投与のところを日数調整

→隔日投与の場合は疑義照会が必要

■残薬調整に関する日数短縮、数量減量

処方削除

→削除の場合は疑義照会が必要